USPTO、国外の出願人等に対して米国代理人選任を義務付ける最終規則を公表

2026年3月25日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、3月20日付の官報[1]で、国外の特許[2]出願人・特許権者に対して、同庁に登録された米国代理人を介して手続を行うことを義務付ける最終規則を公表した。本最終規則は、2025年12月より行われた意見募集[3]の結果を踏まえたものであり、2026年7月20日に施行される。

最終規則によれば、特許出願人・特許権者のうち1者以上が米国外に住所・主要な営業所を有する場合、その国籍の如何を問わず、施行日以降に提出される出願・応答書類その他全ての提出書類について、USPTOに登録されている米国代理人による署名が必須となる。

本規則改正の目的について、USPTOは、①多くの知的財産庁が国外出願人等の手続に現地代理人の選任を義務付けていることとの国際調和、②米国の法令・規則順守の促進、③事業体資格の虚偽主張などを伴う不正出願の防止といった点を改めて説明している。

本規則改正に係る意見募集では、合計9件のコメントが提出された。その中で、米国代理人の選任義務が出願日の認定に影響を与えることを懸念するコメントも複数寄せられていたところ、USPTOは、米国代理人による署名のない出願（仮出願を含む）であっても、関係法令[4]に従い出願日自体は与えられる旨を説明している。

一方、USPTO特許審判部（PTAB）では、3月18日、中国政府の保有企業を親会社に有するとされる企業による当事者系レビュー（IPR）請求[5]に対し、スクワイヤーズ長官の裁量による審理開始拒否決定がなされた。

本件において、同長官は、①外国政府は、米国政府と同様にIPR等を請求することができる「人（person）」に該当せず、「真の利害関係者（Real Party in Interest：RPI）」として認められないこと、②請求人が全てのRPIを特定・立証できず外国政府による関与を否定できなかったことなどを判断理由に挙げている。

本件決定は、拘束力を有する先例（Precedential）として指定[6]されている。

（以上）

---

[1] Required Use by Foreign Applicants and Patent Owners of a Patent Practitioner
[2] デザイン特許（意匠）、植物特許を含む
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251224.pdf
[4] 37 C.F.R.§1.53
[5] Tianma Microelectronics Co., Ltd. v. LG Display Co., Ltd.（IPR2025-01579）
[6] USPTO issues precedential decision to treat AIA eligibility the same for both the United States government and foreign governments (Mar.18, 2026)